

大学生・専門学校生・高校生のみなさまへ

富谷自動車学校 サマースペシャル免許



技能教習は富自で。学科教習(一部を除く)はオンラインで。
合宿免許のように、ほぼ最短で運転免許を取得することができます！

教習料金(消費税込)
普通車AT
316,000円
(所持免許なし・原付)

グループ割引



2名様 各 5,000円
3名様以上 各10,000円
※同時申込・同時入校が条件

先行予約特典

5月30日までご予約で
10,000円割引



※入校時25歳までの学生の方に適用となります。他キャンペーン等との併用はできません。

※仮免許学科試験受験手数料1,800円、仮免許証交付手数料1,100円が別途発生いたします。

※追加技能教習2時限、再検定(修了・卒業)計2回までサービス。

上記を超えた場合、追加技能教習料金(5,280円/H)、再検定料金(各7,700円)が発生いたします。

※自動二輪免許等所持の方は、別途お問合せください。

※サマースペシャル免許の他、約1ヶ月で取得可能なハイスピードプランもございます。(AT/MT可)
お問い合わせください。

入校日・卒業予定日【19日間】

入校日	修了検定日	卒業検定日
7/18(金)	7/26(土)	8/ 5(火)
7/25(金)	8/ 2(土)	8/12(火)
7/29(火)	8/ 5(火)	8/16(土)
8/ 8(金)	8/16(土)	8/26(火)
8/15(金)	8/23(土)	9/ 2(火)
8/22(金)	8/30(土)	9/ 9(火)
8/29(金)	9/ 6(土)	9/16(火)
9/ 2(火)	9/ 9(火)	9/20(土)
9/12(金)	9/20(土)	9/30(火)
9/19(金)	9/27(土)	10/7(火)

定員各9名

※卒業予定日とは、技能教習の追加がなく、修了・卒業検定、仮免学科試験に一発合格した場合の卒業日となります。

※土日祝日の仮免発行はありません。

※当校提示の教習スケジュールでの受講となります。自己都合でのキャンセルや変更はできません。

送迎：毎日(日曜を除く)往復送迎！

●送迎範囲：東北大川内キャンパス周辺、
仙台市泉区、富谷市、大和町、大郷町、
大衡村、多賀城市(一部)、利府町(一部)

●送迎範囲を超える方

お住まいの最寄りの地下鉄駅から泉中央駅
までの交通費をお渡しします。

(学都仙台フリーパス地下鉄1ヶ月分)



お申込み
お問合せ

富谷自動車学校 ☎022-358-8787
宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11-3



Instagram



サマースペシャル免許ご利用条件

I 教習の申込み

富谷自動車学校(以下、当校という)所定の申込書に必要事項を記入し、申込金11,000円(税込)を添えてお申込みください。申込金は教習代金、取消料、または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

II 教習代金の支払い

教習代金から申込金11,000円(税込)を差引いた残額を入校日の21日前までに当校にお支払いください。ローンをご利用の場合は入校日の1ヶ月前までに手続きを完了してください。

III 契約の成立時期

- 1 契約は当校がお申込みを受託し申込金を受領した時に成立します。
- 2 通信契約の場合、当校が予約の旨を通知した後、予約の申込み翌日から起算して3日目にあたる日までに当校に申込み金を提出していただきます。(お振込または現金)契約は当校が契約の締結を承認し、申込金を受領した時に成立するものとします。

IV 教習代金に含まれるもの・含まれないもの

- 1 教習代金に含まれるものは、入学金・教本・問題集・写真・適性検査・学科教習・技能教習・修了検定・卒業検定・その他教習に関する費用、及びスケジュール代等です。
- 2 個人的事由での受講ミス(故意・過失・遅刻・寝過ごし等)が起きますと、日程にも混乱が生じ卒業予定日が延長となります。その際は1回あたり5,000円のスケジュール再作成料の支払い負担をしていただくこととなります。
- 3 仮免許学科試験受験手数料1,800円(非課税)、仮免許証交付手数料1,100円(非課税)、3時限目以降の追加技能教習料金(5,280円/H)、3回目以降の再検定料金(各7,700円)は含まれておりません。当校にてお支払いください。
- 4 電話代、飲食代、その他個人的性質の諸費用は教習代金に含まれません。

V 取消料

契約の成立後、お客様の都合で日程の変更または取消をされる場合、お一人につき下記の取消料をいただきます。

- ①入校日の20～15日前の変更・取消 取消料11,000円
- ②入校日の14～ 4日前の変更・取消 取消料22,000円
- ③入校日の3日前以降の変更・取消 取消料33,000円

※お客様の任意でサービスの一部を受領しなかった時、または途中で教習を中止された場合は、お客様の権利放棄とします。未受講の技能教習料金・検定料金をお返しいたします。(手数料10%が発生いたします)

VI 契約の解除

- 1 お客様は、次の場合に教習開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ①契約の重要な内容変更、教習代金の増額があったとき。
 - ②天災地変、戦乱などの事由によりサマースペシャル免許の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - ③当校の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した教習日程に従った実施が不可能となったとき。
- 2 当校による契約の解除
 - ①所定の期日までに教習代金の支払いがないとき。
(この場合、上記Vの基準に従って取消料をいただきます。)
 - ②お客様がサマースペシャル免許の参加条件を満たしていないと判断したとき。
 - ③お客様が病気、その他の事由により、当該教習に耐えられないと認められたとき。
 - ④お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、また団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - ⑤お客様が集合時間に間に合わず、教習の開始ができなかったとき。
 - ⑥お客様が不正な行為を行って、教習・検定を受けた場合。法令や公序良俗に反する行為を行なった場合。
 - ⑦天災地変、暴動、その他当校の関与し得ない事由から、当該教習の安全かつ円滑な実施が不可能となる恐れが認められたとき。
 - ⑧お客様は入校後、学校規則、職員の指導に従っていただきます。従わない場合は契約を解除することがあります。
 - ⑨お客様の故意過失を問わず、法令や公序良俗に反する行為、もしくはお客様が⑧に反したことにより学校もしくは他のお客様が損害を受ける恐れがある場合、または受けた場合。

VII 教習中止の場合

当校の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した教習の実施が不可能となる場合、教習を中止することがあります。

VIII 注意事項

1. 入校時の審査により車種を変更していただく場合があります。
2. 入校時の適性検査などで、下記に該当する方や一定の病気にかかっている方は入校できない場合があります。(取消手数料や事務手数料、実費分がかかります)また、入校ができ運転免許試験に合格しても運転免許が取得できないことがあります。
 - ・法律で定められた視力に満たない方(普通車：両眼0.7以上、片眼0.3以上)、赤・青・黄の識別ができない方。聴力・運動能力等に障害があり、運転に支障のある方。※事前の視力検査をお勧めします。また、何か不安のある場合は事前にご相談ください。
 - ・身長140cm以下の方は、事前に当校に確認をお願いします。
 - ・手足指に欠損がある方、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、躁鬱病、重度の眠気症状を呈する睡眠障害、その他精神障害、脳卒中、認知症、アルコール・薬物中毒
 - ・過去5年間以内において、病気(病気治療に伴う症状含む)を原因として、または原因が明らかでないが意識を失ったことがある方。
 - ・過去5年間以内において、病気を原因として、身体の全部または一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある方。
 - ・過去5年間以内において十分な睡眠をとっているにも関わらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある方。
 - ・過去1年間以内において、次のいずれかに該当したことがある方。
 - 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある方
 - 病気治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにも関わらず、飲酒したことが3回以上ある方。
 - ・病気を理由として、医師から運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている方。
 - ・角膜矯正用コンタクトレンズを使用している方。
 - ・現在または過去に精神科、心療内科に通院したことがある方。
- ※これらの病気や症状に該当する方、現在または過去に一定の病気にかかっている方、障害者手帳をお持ちの方は、住民票の住所の運転免許センターにて運転適性相談を受けることになりますので、申込時に申告してください。
- ※2014年6月1日の道路交通法改正により免許取得・更新時に、一定の病気等に関する質問票の提出が義務化されました。虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています(法第117条の4第2項)
- ※現在または過去に一定の病気にかかっており、自動車の安全な運転に支障を及ぼす恐れのある方は、道路交通法の安全の観点から、運転免許が取得できない場合があります。一定の病気等に関する質問票の提出が教習所で行われることをご理解した上でお申し込みをお願いいたします。不安のある方は事前に運転免許センターに相談してください。
- ※身体に障害をお持ちの方、また病気等で自動車等の運転に不安のある方は、必ず事前に運転免許センターに相談してください。
- ※運転免許センターの判断結果は、書類交付により行われることが通常ですが、まれに相談内容が軽微な場合は口頭で伝えられることがあります。このような時は、係官の氏名と日時を必ずメモとして残しておいてください。
- ※上記の内容について、虚偽の申告または必要な手続き(自己申告や必要書類の提出、運転適正相談等)をされなかった場合は、入校をお断りする場合や、教習を中断する場合があります。その際にかかった費用(取消料、事務手数料、教習費用等)はお客様のご負担となりますのでご注意ください。
3. 免許の取消または停止中の方、過去に無免許運転など交通違反歴があり、免許を受けられない方は事前に各都道府県公安委員会に免許の取得が可能かどうかご確認ください。
4. 免許証(原付含む)をお持ちの方は、有効期限が失効していないかご確認の上ご持参ください。免許証記載の住所・氏名に変更のある方は記載事項変更の手続きを行った上でご持参ください。また、免許証(原付含む)を紛失している方、汚れ等で不鮮明な場合は、必ず再発行の上でご持参ください。

IX その他

いかなる場合においても再教習の実施はいたしません。

個人情報の取り扱いについて

当校は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について適切に管理を行い、下記の業務及び目的において利用いたします。

- ①お申込みのお客様へのご連絡
- ②教習料金などの精算
- ③クレジット、ローンをご利用の際は提携会社への申込み
- ④富谷自動車学校からのアンケート調査、宣伝物の郵送
- ⑤法令及び官公署からの要請